

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の内容 ※	札幌市では、国民年金法(昭和34年法律第141号)及びこれに基づく政省令等により、国民年金に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の46項では、個人番号を利用することができるのは、国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるものとされている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 札幌市に住民登録をしている国民年金第1号被保険者、任意加入者及び年金受給権者並びにこれらの配偶者、世帯員(届出等により、これから上記に該当する者、過去に住民登録をしていた上記に該当する者を含む。以下「被保険者等」という。)に係る資格適用、保険料の免除等に関する事務 ①申請書類(年金届書、保険料免除・納付猶予申請書等)を受理し、日本年金機構年金事務所に送付する。 ②申請等の内容に基づき、必要に応じて、被保険者等の住民基本台帳・住民税課税台帳の確認を行う。 ③日本年金機構年金事務所より送付された申請書類等の審査結果について確認及び保管を行う。 2 国民年金の請求に関する事務 ①請求書類(老齢基礎年金裁定請求書等)を受理し、日本年金機構年金事務所に送付する。 ②請求の内容に基づき、必要に応じて、被保険者等の住民基本台帳・住民税課税台帳の確認を行う。 ③日本年金機構年金事務所より送付された請求書類の審査結果について確認及び保管を行う。 ≪左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)≫ 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更又は個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。
③対象人数	<選択肢> [30万人以上] 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民年金システム(システム標準化後は政令市向け国民年金システム)(以下「年金システム」という。)
②システムの機能	被保険者等の届出書等の作成及び管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 届出書及び申請書の印刷 2 届出書及び申請書の確認 ①住民基本台帳の確認 ②住民税課税台帳の確認 3 届出書及び申請書に係る情報の管理 令和10年1月に自治体標準システムに移行し、政令市向け国民年金システムに名称を変更する。 機能については、標準化前と同一である。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (<年金システム標準化後> 国保システム、基幹系システム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う(年金システムは情報提供ネットワークを用いた情報連携を行わないため、中間サーバープラットフォームを利用しない。) ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (<年金システム標準化前> システム基盤(市中間サーバー、個人基本、税宛名、社会保障宛名) <年金システム標準化後> システム基盤(市中間サーバー)、年金システム)
システム3	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)(年金システム標準化まで使用)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (システム基盤(市中間サーバー、個人基本、税宛名、社会保障宛名))

システム4	
①システムの名称	システム基盤(社会保障宛名)(年金システム標準化まで使用)
②システムの機能	システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し、社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。個人(及び法人)の宛名情報、応対記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 システム基盤(税宛名)からの課税情報連携 システム基盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、税宛名)、庁内各業務システム)
システム5	
①システムの名称	システム基盤(税宛名)(年金システム標準化まで使用)
②システムの機能	システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し、税業務で活用する。個人(及び法人)の納付書情報や応対記録、口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住基異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。 4 システム基盤(社会保障宛名)への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤(社会保障宛名)へ情報連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名)、庁内各業務システム)
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	社会保険オンラインシステム
②システムの機能	被保険者等への情報提供業務に対応するため、日本年金機構が構築したシステムで、被保険者の基礎年金番号を特定の上、基礎年金番号から年金情報、届け書等の進捗状況等を検索することで各種処理や、記録の確認を行う。 日本年金機構より貸与されている可搬型窓口用照会端末(MWM)から接続し、本市のシステムとは連携しない。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
国民年金事務情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	被保険者等が行う届出等は基礎年金番号を基本にして行ってきたが、番号制度導入により個人番号が基本となるため。
②実現が期待されるメリット	1. 被保険者等が行う届出等の際に所得情報等の添付資料を省略することができる。 2. 行政による審査等の事務効率を向上することができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の46、116、128項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第24条の2、第59条、第68条の2
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課
②所属長の役職名	保険企画課長
8. 他の評価実施機関	
—	